

設計業務に係る松阪市発注基準

設計業務委託の発注にあたっては、下記事項及び「別紙発注基準」によることとする。

記

- 1 . 管理技術者及び照査技術者として、技術士又は、これと同等の能力を有する技術者(技術管理者)あるいは、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)を配置すること。
- 2 . 管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。
- 3 . 管理技術者は、打合せ等には必ず出席すること。

(定義)

- 1 . 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
- 2 . 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
- 3 . 「技術士」とは、「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。
- 4 . 「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規定第3条第1号口に該当する者で、国土交通大臣が認定した者。
 - ・当該部門に関し30年以上の実務経験
 - ・大学または高等専門学校卒業後、当該部門に関し20年以上の実務経験
 - ・当該部門外の技術士で、当該部門に関し10年以上の実務経験
 - ・当該部門に関するRCCM資格取得後5年以上の実務経験
 - ・当該部門に関する技術士試験合格者
- 5 . 「RCCM」とは、(社)建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくRCCM資格制度施行規程第4条の規定に合格し、第8条の登録をした者。

発 注 基 準

(別紙)

業務の程度(区分)	業務内容(例示)	発注基準	管理技術者	照査技術者
簡易な業務 (A)	・小規模な災害 復旧の設計等	右欄の技術者が配置可能なこと。	技術士、技術管理者、RCCMの内1名	技術士、技術管理者、RCCMの内1名
			部門指定	部門を問わない
標準的な業務 (B)	・単純橋 ・河川構造物(護岸、床止工、樋門、樋管) ・流路工 ・山腹工等	右欄の技術者が配置可能なこと。	技術士、技術管理者、RCCMの内1名	技術士、技術管理者、RCCMの内1名
			部門指定	部門指定
高度な業務 (C)	・連続橋 ・河川構造物(排水場) ・シールド及び推進工法等	右欄の技術者が配置可能なこと。 (技術士が1名以上いること)	技術士	技術士、技術管理者、RCCMの内1名
			部門指定	部門指定
難度の高い業務 (D)	・特殊橋梁 ・治水 ・多目的ダム ・下水処理場設計 ・港湾 ・海岸構造物等	右欄の技術者が配置可能なこと。 (技術士が2名以上いることまた、設計内容により複数の部門指定もある)	技術士	技術士
			部門指定	部門指定

注) なお、各事業課で定める発注基準による場合は、この限りでない。